

苫小牧市外国人介護人材生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市外国人介護人材生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年4月1日規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市内の介護保険サービス事業所で雇用される外国人介護人材の生活及び生活基盤の整備を支援し、もって介護人材の確保等を推進することを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 この補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次条に規定する事業を行う団体とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内に所在する介護保険サービス事業所（介護保険法第8条及び第8条の2に規定するサービスをいう。）において、この補助金の交付決定年度内に、直接介護に携わる職員として勤務を開始した外国人介護人材（当該事業所で勤務することを目的として来日する者であって、初めて日本で生活を始める等生活基盤の大部分を短期間で自ら整備する必要があるものその他市長が認めるものに限る。）の日常生活に必要な物品の購入費用等を負担する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費は、外国人介護人材の生活に要する経費のうち、別表に定めるもののために、この補助金の交付決定年度内に補助対象団体が負担した経費とし、次に掲げるもののために負担した経費を除く。

- (1) 家賃、駐車場代
- (2) 水道光熱費
- (3) 通信料
- (4) 食費
- (5) 日用品代
- (6) 交通費
- (7) 他の補助制度により既に補助の決定を受けているもの
- (8) その他市長が不適当と認めるもの

(補助金額)

第6条 この補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、その金額は、1件につき15万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 標準対象団体は、苦小牧市外国人介護人材生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及びこれに添付すべき書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、苦小牧市外国人介護人材生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 この要綱による補助金の交付の決定には、次の各号に定める条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業の内容及び経費の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ苦小牧市外国人介護人材生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）及びこれに添付すべき書類を市長に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業を廃止しようとするときは、あらかじめ苦小牧市外国人介護人材生活支援事業廃止申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業が会計年度末までに完了する見込みがなくなったとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定したときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (5) 補助対象事業により外国人介護人材が取得した財産については、あらかじめ市長の承認を受けないで、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に規定する耐用年数（同表に規定がない財産にあっては、3年とする。）を超過した場合は、この限りでない。
- 2 前項第1号の軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合その他市長が認める場合をいう。
- (1) 補助対象事業において、補助金額に変更なく、目的の達成に支障をきたすことがないと認められる場合。
 - (2) 補助対象事業に要する経費全体又は補助金交付決定額について20パーセント以内の変更を行う場合。

(変更交付決定等)

第10条 市長は、前条第1項第1号の申請書の提出があったときは、これを審査し、苦小牧市外国人介護人材生活支援事業補助金変更決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第1項第2号の申請書の提出があったときは、これを審査し、苦小牧市外国人介護人材生活支援事業廃止承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助対象団体は、補助対象事業完了後1か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、苦小牧市外国人介護人材生活支援事業実績報告書（様式第6号）及びこれに添付すべき書類を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、これを審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとときは、交付すべき補助金の額を確定し、苦小牧市外国人介護人材生活支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により、補助対象団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助対象団体が、補助金の交付を受けようとするときは、苦小牧市外国人介護人材生活支援事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、第9条第1項第2号による補助対象事業の廃止の申請があったとき及び補助対象団体において次に掲げる事項に該当する行為等があったときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 法令、本要綱又は市長の处分に違反したとき
 - (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき
 - (3) 補助対象事業の実施に関し不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
 - (4) 交付決定後に生じた事情変更等により、補助対象事業の全部又は一部について実施する必要がなくなったとき
 - (5) 補助対象事業完了前に、補助金交付の目的が達成できないことが客観的に明らかになったとき
- 2 前項の規定は、第12条の規定による補助金額の確定後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、前項の規定に基づき、補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを決定したときは、苦小牧市外国人介護人材生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該変更又は取消しの部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、第12条により交付すべき補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

3 市長は、補助対象団体が第9条第1項第4号の規定による報告をした場合において、既に交付された補助金の額を減額する必要があるときは、期限を定めて、当該消費税仕入控除税額等の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第16条 補助対象団体は、補助金に関する経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を備え、補助対象事業完了の日の属する会計年度が終了した日から5年間（市長が別に定めるものにあっては、市長が別に定める期間）保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。

別表（第5条関係）

○補助の対象となる経費

費用	備考
被服代	冬季間に用いる上着、コート等の防寒着など
家具代	日常生活に用いるソファ、テーブル、机、イス、寝具など
家電代	日常生活に用いる冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、テレビなど (専ら娯楽のために用いるものと判断されるオーディオ機器、ホームシアター、ゲーム機等は対象外)
通信機器代	パソコン、タブレット、スマートフォン、Wifiルーターなど (機器代に限り、通信にかかる費用は対象外)
その他の日常生活用品代	第5条各号に該当しないものであって、本事業の趣旨に鑑み、適当と認めるものに限る

※家具代・家電代については、これらの搬入・設置に要する費用を含む。

※いずれの経費においても、一般的な販売店では取扱いがないような高級品等、日常生活に用いるものとしては過度に高価であると判断されるものは対象外